

※組合・グループ対象の補助金です。

令和5年度
活路開拓調査・実現化事業
【公募要領】

【募集期間】 令和5年1月4日（水）～令和5年3月17日（金）
5月中旬を目処に採択を行う予定です。原則、公募は1回限り。

【事業実施期間】 交付決定後（令和5年6月1日（木）予定）～令和6年2月29日（木）

令和5年1月
兵庫県中小企業団体中央会
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館3F
TEL 078-331-2045

1. 事業の目的

活路開拓調査・実現化事業（以下、「本事業」という。）は、中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、中小企業組合及び任意グループ等（以下、「組合等」という。）が共同で取り組む事業（新たな活路の開拓及び単独では解決困難な諸問題への対処、その他中小企業の発展に寄与事業）について支援するものです。

2. 補助対象者

- (1) 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合（各連合会を含む。）、その他の中小企業関係組合（LLP、共同出資会社等）
- (2) 公益法人（一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人、その構成員の大半が中小企業者で構成されているもの）
- (3) NPO法人（特定非営利活動法人（NPO法人）、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）その構成員の大半が中小企業者で構成されているものかつ、業界や構成員の経済活動の活性化等に寄与する取り組みであること）
- (4) 共同出資会社（「会社法」の規定に基づく合名会社、合資会社、合同会社、株式会社、及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に規定される有限会社で、2名以上の中小企業者が出資する会社であって、その総出資額の2分の1以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするもの）
- (5) 任意グループ（組織化された団体として活動しているものであって、かつ、2名以上の中小企業者で構成し、2分の1以上を占める中小企業者の利益となる事業を行うもの）

3. 補助対象事業

(1) 本事業のテーマ

組合等が実施する本事業のテーマは次に掲げるもののうちから選定するものとします。

- ① 新製品（既存製品の改良を含む。）・新技術（既存技術の改良を含む。）の研究開発
- ② 新事業分野への進出等に関する研究開発及びそのために必要な需要の開拓等
- ③ 情報化の促進（システム開発やソフト開発等）
- ④ マーケティング・品質管理など経営上の重要な課題への対処
- ⑤ 規制緩和等による経営環境の変化への対処
- ⑥ エネルギー環境問題への対処
- ⑦ 中小企業による地域振興（産地・地場産業の振興、伝統技術・技能の継承、地域の中心市街地の活性化、農商工連携による新商品開発と販路拡大のための展示会等への出展等）
- ⑧ その他兵庫県中小企業団体中央会（以下、「兵庫県中央会」という。）が重要と認める事業

(2) 事業の実施方法

本事業の実施にあたっては、選定したテーマについて最も効果があがるよう、次の各事業の中から適宜適切なものを行うものとします。

事業種類	事業内容
A. 調査・研究事業	問題点、現状を明らかにするために調査を行う事業、又は調査で明らかになった点等について分析等研究を行う事業 (例) 意識調査、実地調査及びその分析等
B. 試作・改造事業	新製品・新技術等の開発のための試作又は既存製品・技術等の改造や改良を行うとともに、その結果について検討・研究を行う事業
C. 実験・実用化試験事業	新製品・新技術等の実験又は実用化に向けた試験を行うとともに、その結果について検討・研究を行う事業
D. 試供・求評事業	試作・改造事業において試作・改造等を行った新製品・新技術等を消費者や利用者等に試供・展示し、評価を求めるとともに、その結果について検討・研究を行う事業 (例) 展示会等の開催あるいは出展を通して行うアンケート調査及びヒアリング調査の実施
E. ビジョン作成事業	テーマを達成するための将来像、見通し等ビジョンの作成を行う事業
F. 成果普及講習会事業	本事業の成果（中間報告）を組合員に周知・普及させるために講習会等を行う事業
G. その他本事業の実施について必要とする事業	

【留意事項】

以下に掲げる内容は本事業の趣旨に沿わないため補助対象外となります。

- ① 組合等の構成員の一部のための事業と判断されるもの。
- ② 主たる目的が毎年開催・出展しているイベントやコンテストの開催、展示会出展等であると判断されるもの。
※ ただし、本事業では試作等をしたものを試供・求評するため行う展示会の開催若しくは出展、今までと異なるテーマや目的があり開催・出展するイベント、展示会等は認める。
- ③ 組合等の強みの分析等の調査研究等を行うことなく（なされておらず）、単に委託・外注による・ロゴマーク・パッケージデザイン・パンフレット等の販売促進であると判断されるもの。
- ④ 活動ツール製作が主たる目的と判断されるもの。
- ⑤ 試供・求評事業における華やかな展示会開催及び出展であると判断されるもの。

★ 展示会等について

a. 内容

展示会等は次に掲げる事項に関するものとします。

- i) 組合等において共同して研究開発等をした新製品等のマーケティング等のための展示会を組合等において共同して行うもの。
- ii) 組合員等が研究開発等をした新製品等のマーケティング等のための展示会を組合等において共同して行うもの。
- iii) 上記以外の事業であって、その事業を行うことにより組合等の発展が見込まれるもの。

b. 要件

対象となる展示会等は、新製品・新技術の研究開発等を実施し、その成果の利用、需要開拓のために新たに行われる展示会等とし、組合等において継続的に行われている展示会等は含みません。

なお、海外展示会等への出展する場合の旅費については、海外での展示会等でなければその事業成果が十分に得られない場合に限り、補助対象とします。

(3) 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和6年2月29日(木)までとします。

4. 補助金額等

(1) 補助金額

原則 1,000 千円以内/件

◎ ただし、事業内容及び予算の状況によっては増減する場合があります。

(2) 補助率

原則補助対象経費の2分の1以内/件

(3) 補助対象経費等

別途「7. 補助対象経費」及び巻末「支出基準」並びに「令和5年度連携組織活路開拓調査・実現化事業 旅費規程」にて定めたものを対象とします。

5. 採択予定数

5件程度

6. 事業実施スケジュール

	組合等	兵庫県中央会
令和5年3月17日	募集締切	
令和5年4月中旬		内部審査
令和5年5月中旬		選定委員会
令和5年5月下旬 (予定)	選考結果通知	
令和5年5月下旬 (予定)	事業実施説明会 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、中止とする可能性あり。	
令和5年6月1日	交付申請書提出	→ 交付決定
令和5年6月1日	事業開始 ・委員の委嘱 ・委員会の開催 調査・開発の実施 ・成果普及講習会の開催 等	
令和5年10月5日	遂行状況報告書提出	
令和5年12月中	概算払請求書(あれば)	→ 概算払い
令和6年2月29日	事業完了	
令和6年3月上旬～中旬 (予定)	実績報告書提出(3/31締切) 請求書提出 成果報告書提出	会計検査 → 補助金額の確定

7. 補助対象経費

本事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

(1) 対象経費の区分

補助対象経費	内 訳
謝金	
委員手当	専門家委員が委員会に出席したとき支給する手当
専門家謝金	専門家委員に実地調査を依頼し、又は、外部専門家の意見を聴取したりする場合の謝金
講師謝金	専門家委員、外部専門家が講習会の講師を行ったとき支給する謝金
旅費	
委員旅費	委員が委員会へ出席するための旅費
専門家旅費	外部委員が委員会に出席したり、専門家委員及び外部委員が実地調査を実施するための旅費
調査旅費	専門家以外の業界側委員が実地調査を実施するための旅費
講師旅費	専門家委員、外部専門家、業界側委員、組合等の事務局専従役職員が講習会の講師として出席するための旅費
職員等旅費	組合等の事務局専従役職員が委員会運営のため出席、実地調査に同行するための旅費、講習会の開催、現場指導に同行するための旅費
会場借料	委員会、講習会の会場借上料。展示会等の出展料、会場代
資料費	委員会、講習会等に提出する資料のコピー代及び事業実施に必要な資料の購入費
印刷費	アンケート調査票、報告書等の印刷費
外注費	
集計費	アンケート調査を外部に依頼して集計するための経費
会場設営費	試供・求評事業で展示会等開催又は展示会等に出展を要する会場等の設営等にかかる経費
広告宣伝費	試供・求評事業などチラシ、ポスター、パンフレット等を作成するための経費
試作費	事業計画に基づいて本事業の目的を達成するために必要な試作を行う場合の経費
加工費	既存の製品を加工する際の経費
実験費	開発製品等を実験する際の経費
設計費	製品開発を行う際、デザインや設計に係る経費
製造・改良・ 据付費	製品開発を行う製造機器等の製造・既存機器の改良や設備に係る経費
車両借上費	実地調査等で一団となって移動するために車両を借上げるための経費
委託費	調査研究、研究開発等を行う場合、委員会・組合等事務局では実施できない専門分野の業務を外部専門業者・機関等に委託するための経費
借損料	講習会、研究開発等において使用する機器等を期間を限定して賃借するための経費
原稿料	報告書を作成するために委員が執筆する原稿に対する原稿料
原材料費	試作を行う場合の原材料費

消耗品費	事業実施に必要な消耗品（適切な時期、量、価格）
雑役務費	アンケート調査票の発送・集計、講習会開催等に係る経費
通信運搬費	委員に対する委員会開催通知、書面調査郵送料、講習会参加者募集通知等の郵送料、講習会において使用する教材等を講習会会場へ運搬する経費、現場指導のために機械装置等を指導現場に運搬するための経費、開発した試作品等を展示会場へ運搬するための経費

（２）補助対象経費全般にわたる留意事項

① 以下の経費は、補助対象になりません。

- 1) 「3. 補助対象事業」における「（２）事業の実施方法」の留意事項に掲げた内容
- 2) 補助金交付内示日より前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- 3) 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（テスト販売を除く）
- 4) 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 5) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる付帯経費を除く）
- 6) 商品券等の金券
- 7) 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 8) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 9) 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 10) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 11) 収入印紙
- 12) 振込等手数料（代引手数料を含む）
- 13) 各種保険料
- 14) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 15) 事業計画書等の書類作成・送付に係る費用
- 16) 連携体内の補助事業者の取引によるもの（機械装置の売買代金や賃借料等）
※ 連携メンバー間の取引、組合員への取引は対象になりません。
- 17) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- 18) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 19) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

② 支払いは原則銀行振込みとし、それが困難な場合は現金による支払いを行ってください。

③ 本事業における発注先（委託先）の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるように見積書をとってください。また、単価 10 万円（税抜）以上の物件については原則として本事業実施者又は見積依頼先との間で資本関係のない 1 社以上から見積をとることが必要です。ただし、発注（委託）内容の性質上 1 社以上から見積をとることが困難な

場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。なお、海外企業から調達を行う場合も同様です。

8. 応募手続き等の概要

(1) 審査方法・基準

次の要件に照らし適当と認められる組合等のうちから、より緊急度の高いものを5件程度、補助対象組合として選定します。

- ① その組合等が「2. 補助対象者」に掲げる組合等に該当すること。
- ② その組合等が実施しようとする事業が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められること。
- ③ その組合等の運営が適切に行われており、かつ、専従役職員若しくは実質的に組合等の事務を行っている役員等がいるなど、組合等の管理運営体制が整備され、本事業の円滑な実施に支障を生じるおそれがないこと。

(2) 提出書類

提出書類は、本公募要領による事業計画書の様式を必ず使用してください。

組合の概要（別紙1）

事業計画の概要（別紙2）

定款（又は 会則）

直近の決算関係書類・機関決定議事録（又は会議録）

組合員（会員）名簿と役員名簿

委任状（任意グループの場合）（別紙3）

(3) 審査結果の通知

採択案件（補助対象予定者）の決定後、応募者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を文書にて通知します。

(4) その他

同一企業が類似内容で本事業以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合等には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんので、ご注意ください。

採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

9. 事業期間

本事業期間は、交付決定日から令和6年2月29日（木）までです。

ただし、令和6年2月末までに事業の完了する見込みがなくなったときは、速やかに事業完了期限の申請を兵庫県中央会に行い、その承認を受けなければなりません。ただし、延長できる期間は令和6年3月15日（金）までとします。

10. 報告について

(1) 状況報告

組合等は、令和5年9月30日（土）現在における本事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書を令和5年10月5日（木）までに兵庫県中央会会長に提出してください。

(2) 実績報告

組合等は、本事業が完了したとき、又は廃止の承認を受けたときは、その日から1カ月を経過した日又は令和6年4月5日（金）のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を兵庫県中央会会長に提出してください。

(3) 企業化等の状況報告

組合等は、本事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後15日以内に本事業に係る企業化等の状況について、企業化等状況報告書を兵庫県中央会会長に提出してください。

(4) その他報告

組合等は、下記の場合に該当する場合は、速やかに兵庫県中央会会長に報告してください。

- ① 本事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合
- ② 本事業に係る企業化等によって収益が生じた場合（当該収益を生じた会計年度終了後15日以内）

11. 変更及び中止・廃止について

組合等は、本事業の内容及び経費を変更しようとする場合並びに、本事業の中止又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ申請書を兵庫県中央会会長に提出し、その承認を受けてください。

令和4年度連携組織活路開拓調査・実現化事業 支出基準

本事業で支出できる金額は、次の基準額以内とすること。

1	専門家謝金 (税抜き金額)		
	① 調査、研究等の謝金, 1日につき		30,000 円
	② 講習会講師謝金, 1時間につき		25,000 円
2	委員手当	1回につき	20,000 円
3	原稿料	400字詰め1枚につき	3,000 円
4	雑役務費	1日につき (交通費は別に実費)	8,000 円
5	会場借料	委員会の場合は1日につき	20,000 円
		講習会の場合は1日につき	50,000 円
6	翻訳料	英文和訳 400字詰め1枚につき	1,500 円
		その他の和訳 400字詰め1枚につき	3,000 円
7	旅費	兵庫県中央会作成の「旅費規程」による。	
8	資料費	コピーの場合は1枚につき	10 円